

第44回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成20年12月22日（月）

大阪市環境局 第1・第2会議室

開 会 午後1時

○清原企画担当課長代理

ただいまから第44回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、司会進行をさせていただきます、環境局の企画部企画担当課長代理の清原でございます。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○清原課長代理

本日の委員の出席状況につきまして、報告させていただきます。本審議会委員数16名のところ、現在、11名の委員のご出席をいただいております。本審議会規則第5条第2項に規定します半数以上の委員の出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、福岡委員と吉田委員につきましては、遅れて来られるというご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事進行につきまして、藤田会長にお願いいたします。

○藤田会長

皆さん、こんにちは。年末お忙しい中を集まっていたいただきまして、ありがとうございました。

今日は、審議の中でもご相談申し上げますけれども、諮問を受けました重い課題の中間答申をとりまとめる作業を進めたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしく願います。

本日の審議会につきまして、新聞社等、撮影を求めているところがあるかどうか、事務局にお尋ねしたいと思います。

○清原課長代理

日報アイビー様が撮影を求められておりますので、よろしく願います。

○藤田会長

それでは、撮影を許可いたします。なお、撮影は、審議の妨げにならないようご協力

をお願いしたいと思います。

本日の内容について、事務局から説明をお願いします。

○深津企画担当課長

本日は、このたびの緊急諮問の中間答申のとりまとめに向けた審議をお願いしたいと思います。

議事の前に、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況のパンフレットができておりますので、これに基づきまして、平成19年度実績について、簡単に担当課長からご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○富田廃棄物処理計画担当課長

お手元の黄色い冊子をご覧ください。「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況について、ご説明させていただきます。

1 ページ目が「基本計画」の概要でございます。大阪市では、持続可能な循環型都市の構築に向け、平成18年2月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を改定いたしました。計画期間は、平成18年度から平成22年度の5カ年です。基準年である平成16年度のごみ処理量（焼却量）実績 160万 7,000 t を13万 7,000 t 減量し、147万 t にすることが平成22年度の計画目標です。

それを実現するため、市民、事業者の皆さんと連携して3Rを積極的に推進しております。特に「“なにわ”ともあれごみ減量は『上方（かみがた）』から」と副題をつけておりますとおり、3Rのうちでも上流の2R、発生抑制と再使用を優先課題として取り組んでおります。

2 ページから項目別にご説明させていただきます。

2 ページ上段がごみ総量、下段が大阪市のごみ処理量の推移でございます。3Rの結果、大阪市のごみ焼却処理量は、平成3年度の217万 t から平成19年の148万 t まで69万 t 減少しております。これは、約32%減少したことになっております。

3 ページに、ごみ処理の流れを示しております。環境局では、一般廃棄物を3つに区分しております。黄色で示しています家庭系ごみは、文字どおり家庭からのごみでございます。青で示しています事業系ごみは、事務所や商店等からのごみでございます。緑で示しています環境系ごみは、道路清掃ごみや街頭のごみ箱から回収されたごみ、あるいは不法投棄されたごみを示しております。

平成19年度は、家庭系ごみ55万 7,000 t、事業系ごみ94万 t、環境系ごみ2万 t、合

計 151万 7,000 t を収集しました。うち 143万 7,000 t を直接焼却し、資源ごみと容器包装プラスチックにつきましては3万 6,000 t を資源化し、残りを焼却しました。粗大ごみなど大型ごみにつきましては、破碎し、金属資源 5,000 t を回収し、残りを焼却しました。平成19年度には合計 147万 6,000 t を焼却処理しました。これは、平成22年度の計画目標 147万 t にはほぼ近くなっておりまして、概ね3年前倒しで達成した形になっております。発生した焼却灰は29万 9,000 t で、これは全量埋立処分しております。以上がごみ収集と処理の概要でございます。

次に、「大阪市一般廃棄物処理計画」の基本方針と進捗状況について、ご説明させていただきます。本計画では、4つの原則を基本方針としております。1つは3R推進の原則、2つ目は連携と協働の原則、3つ目は効率化の原則、4つ目は適正処理の原則です。

まず、4ページで、3R推進の原則について、ごみ処理量に即してご説明させていただきます。家庭系のごみにつきましては、52万 1,000 t、市民1人当たり1日約 538 g となり、基準年の平成16年度と比べますと、総量で6万 8,000 t の減、市民1人当たり1日75 g の減量となり、計画目標であった55万 t を既に達成しております。3R施策としましては、平成17年4月から容器包装プラスチック収集を全市実施し、20年1月からは「中身の見えるごみ袋」使用による分別意識の向上を図っているところでございます。平成19年度の再生利用（リサイクル）量は3万 6,000 t と、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しており、平成22年度の目標達成にはなお1万 4,000 t の増量が必要となっております。

事業系ごみにつきましては、平成19年度は、基準年16年度に比べまして5万 7,000 t 減少し、93万 6,000 t となりました。目標達成にはなお3万 8,000 t の減量が必要です。事業系ごみのリサイクル促進につきましては、平成5年度から大規模事業所等に対し、ごみ減量を推進する廃棄物管理責任者の選任と減量計画書の提出を義務づけ、毎年1回立ち入り検査を行っています。結果、平成5年度と比べて、再生利用量は6万 8,000 t から17万 6,000 t へ増加し、リサイクル率は21.9%から41.6%に向上しています。以上が、3R推進の原則と平成19年度までのごみ処理量減量目標の進捗状況でございます。

次に、基本方針の2つ目は、連携と協働の原則でございます。環境局では、3Rを実現するため、市民、事業者の方々との連携・協働に努めておりますが、その具体的な例

を6ページにあげております。まず、タウンミーティングの開催があります。3R推進のためには市民の皆様との協働が不可欠であり、分別方法の説明など、小規模な集會も含めると、平成17年度からの3カ年で約1万 2,000回の説明会などを開催しております。

市民協働の1つの成果が資源集団回収でございます。平成11年4月に資源集団回収団体、具体的には町会とか子ども会などですが、それへの支援制度を開始しまして、平成15年10月には各町会に廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）を選任していただき、地域でのリサイクルの推進を図っております。集団回収団体登録数は、平成16年度の1,401団体から平成19年度には2,002団体へと57%増加しております、回収量も約30%増加し、3万5,000tとなっております。

3つ目は、効率化の原則でございます。7ページですが、ごみ処理につきましては、常にコストを意識し、効率的な事業運営を行い、より一層の経費削減に努めております。平成16年度と比較しますと、市民1人当たりのごみ処理量は、1万9,700円から1万5,500円に約20%減少しております。この費用は、収集輸送経費と処理処分経費の合計を当該10月の人口で割って算出してありますが、減少の原因は、主に作業の効率化と人件費の削減などによるものでございます。以上が効率化の原則と現状ですが、引き続き経費削減に努めているところでございます。

4つ目は、適正処理の原則です。ごみが最終的に適正に処分されることが環境を守るために不可欠であり、安全で安定した最終処理処分体制の維持に努めております。平成19年度の最終処分量（焼却灰の埋立量）は29万9,000tとなり、その全量を北港処分地と大阪湾フェニックス計画における最終処分地に埋立処理いたしました。この量は、平成16年より3万1,000t少なくなり、計画目標まであと1万2,000tの減量が必要です。これからも3Rを推進し、可能な限り最終処分量を削減するように努めます。

また、3Rの推進は、廃棄物処理事業に伴って発生する温室効果ガスの削減にも役立っております。プラスチック等の石油由来製品を焼却する際には温室効果ガスが発生しますが、プラスチック類の焼却量を減らせば、本市焼却工場から排出される温室効果ガスを減らすことができます。平成19年度の推計では、廃棄物処理事業に伴って発生する温室効果ガス排出量は47万3,000tであり、平成16年度より5万5,000t、10.4%減少しております。

以上が「廃棄物処理基本計画」の概要でございます。

次に、8ページからは、大阪市が今進めております市民との連携・協働によるごみ減量アクションプランの普及啓発活動の例でございます。

一つ目は、厨芥類の減量です。平成18年のごみ組成調査によると、家庭から出る厨芥類のうち約16%が手つかずの食品でした。大阪市全体では約2万5,000tもの食品がそのまま捨てられております。これを減らすために、食品の購入に当たっては品質や期限表示をチェックして、むだなく使い切るよう呼びかけております。

9ページには、容器包装プラスチックについての呼びかけを掲載しております。容器包装プラスチックは、いまだ6割程度が普通ごみにまじって排出されているのが現状です。引き続き、分別排出への協力をお願いしているところでございます。

最後に、9ページ下段は事業者の方々へのお願いです。事業活動に関連するごみの発生を抑制し、できるだけ再使用し、その上で一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、適正処理するようお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田会長

ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたら、ご発言願いたいと思います。

一つ、質問というか、数字のお遊びになってしまうと申し訳ないですが、ちょっと気がついたので、焼却処理が約147.6万tということは150ぐらいですね。それに対して焼却灰が約30万t出るということは、普通に言って5分の1に減っているということですね。それを考えると、例えば7ページの最終処分量の推移で、目標が28.7万tと書いています。これ、現在から言うと1.2万t、ごみに換算すると、先ほどの比率からいけば6万tですね。ところが、22年にはほぼごみの減量は達成していると言っているのは矛盾しないかどうか。逆に言うと、最初に計画した時に、灰になる部分のほうが多ぶん減量が進んでいなかったとも言えるのではないのでしょうか。

○深津課長

そうですね。1ページの一番下に焼却灰の埋立量が出ておりますが、計画をつくりました当時、環境省の指針が出ておまして、平成9年度の実績56万1,000tを半減させるというのも一つの目標でございました。そちらのほうから焼却灰の計画目標をつくったという部分もございます。

もう一つは、技術革新等も踏まえて、焼却灰の埋立量のほうが減る率が多いだろうと

いう見込みもございまして、こういう計画目標を立てた。結果として、会長ご指摘の部分が若干イメージが合わないところが出てきております。

○藤田会長

今後、次のこういう計画を立てられる時にそのへんの比率を含めた見直しをしておかないと、結果として、ごみは減らしたけれども灰が減らないということで、それを今度は目標として一生懸命頑張っていくとすると、一体どういう方法があるのか、またたぶん問い掛けが出てくると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○田村委員

4ページで、再生利用（リサイクル）量の計画目標に対して「約 1.4万 tの増量が必要です」とありますけれども、これがどうも違和感があつて、例えばペットボトルでも「たくさん飲んで、たくさん出してくれよ」というのでは、あまりにも2Rの推進とはかけ離れたイメージを持たれてしまうのと、逆にこれを見た市民なりが、「じゃあ、どんどんリサイクルに出そう」みたいな気持ちになつてもらつては困るというのもあるので、今回は計画としてこういう値を取ってしまったのはしょうがないとして、次回の計画を立てる時には、例えば分別協力率とかを示して、全体としてリサイクル量が増えないといけないというふうにしないほうがいいのではないかと思います。

○深津課長

ご指摘のとおりだと思いますので、次回以降、そのへんを勘案してつくらせていただきたいと思います。

○藤田会長

大阪市が、全体として2R、頭のほうで一生懸命減らそうというのに対して、きちつとした情報発信をするということですね。

○小畑委員

8ページと9ページにそれぞれ厨芥類と廃プラの状況が出ていますけど、全体のごみに占める厨芥なり廃プラの比率はどれぐらいになっていますか。

○深津課長

今、手元に資料がございませんので、後ほど調べましてご報告させていただきたいと思ひます。

○宮川委員

焼却灰の埋立施設の余剰年数とか、あるんですかね。海だから無限大と考えているの

か。あと、将来的に、焼却灰をもう一回リサイクルして、アスファルトの原料とかにする施設もありますので、そこらへんをお考えかどうか。

○藤田会長

容量は何年分しか残っていないとか、何度か情報として聞いたような気がしますけど、いかがですか。

○大西施設部長

今、大阪市では、大阪市独自の処分場である北港処分場というのがありますが、そこと広域処分場、いわゆるフェニックスの2カ所で最終処分しております。北港は、平成26年まで埋立免許を持っておりまして、もう九十数%埋まっており、残容量はあとわずかでございます。その後はフェニックスのほうに全量入れる予定をしております。

フェニックスは、現在の計画ですと平成33年までと聞いております。次期計画もいろいろご検討されているようですが、処分場はそういう状況でございます。

○松本委員

ごみの処理量の推移あるいは処理量自体を目標化されています。例えば経済活動の要素を加えた原単位とかでの目標だったら、それを低減するというでいいかと思うんですが、絶対量自体を減らすことを目標にした時に、大阪市の活力が低下して下がっているというのでは意味がないので、そのへんのご配慮をいただければと思います。

○深津課長

先ほどの小畑委員のご質問、データが出てまいりました。容器包装プラスチックの家庭ごみ全体に占める割合は、平成18年度の組成分析調査の結果、9.6%でございます。

○藤田会長

それにプラス、その他の？

○深津課長

それも含めまして、プラスチック類全体で14.6%でございます。

○藤田会長

そのほか、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、一応この件につきましてはご意見が出尽くしたということで、次に移りたいと思います。本日の主たる資料について、事務局からご説明願います。

○深津課長

横書きの資料をご覧いただきたいと思います。

1 ページ、前回（第43回）の意見等の集約を書いております。

まず、テーマの設定ということでご議論がありました。減量施策全体をまとめる大阪らしいテーマが必要ではないか。もう一つご意見としてございましたのは、次世代に引き継げるようなもの。具体例はあげておられませんでした。例えば「美しい環境」といったものかと思いますが、そういったものをごみ減量施策の目標に掲げて進めるべきではないかというお話があったかと思えます。

それから、施策の実施単位につきまして、大阪市ですと、区、連合町会、町会、小学校区、いろいろございますが、施策の実施単位は小さいほうが市民にとって非常に身近なものになって取り組みもしやすい。そういったことで考えてはどうか。また、実施単位に合わせて施策展開を考えたほうが効果が上がるのではないかというご意見があったかと思えます。

事業系ごみの減量につきましては、指導だけではなくて、より踏み込んだ対応策を明示することでアナウンスメント効果も得られて、違法行為の事前予防につながるのではないかということでお聞きしたと思えます。また、中小の関係で、テナントに指導するのもいいですけれども、ビルのオーナー、管理者に対して分別排出の指導を徹底しないと、なかなか効果が上がらないのではないかというご意見がございました。

個々の施策についてでございますが、ごみゼロリーダーの活性化についていろいろご意見をいただきました。その中で、ごみゼロリーダーが自ら考えて独自に行動できるようにするための工夫が必要だということのご意見がありました。「工夫」と書いておりますけど、具体的には、資源集団回収活動と連携して、ある程度財政的な保障もする必要もあるのではないかというご意見もあつたかと思えます。

それから、ベビー服等の展示提供につきまして、展示提供の機会を増やす方策を検討して、市民の利便性の向上に努められたいという意見がありました。今回、私どもから回収方法について個別回収という提案をさせていただいておりますが、展示提供の機会についても、具体例としてあげておられましたのは、妊婦健診、乳幼児健診など、他の大阪市の事業でお集まりになる方に対して提供していく場を設ける工夫もすればいいのではないかというお話がありました。

拠点回収全般についてでございますが、拠点回収の実施に当たっては、やはりコストや収集段階での温室効果ガスの発生の話、それから事業系ごみの混入等に注意してほしいということでした。まず、コストにつきましては、特にリサイクルの場面で非常にコ

ストがかかっているようなので、そのへんはよく考えた上で対応すべきではないか。事業系ごみの混入につきましては、京都市の事例で、蛍光灯管を集めるに当たって、事業系と思われるものがかなり混入しているという話があることもおうかがいしたかと思えます。

生ごみ処理機に関しては、電気の消費、それから臭気といった問題がございますし、出てきた堆肥等についての対応も難しく、施策の効果もあまり期待できないということで、かなり評判が悪い状況でありました。食品リサイクルで生ごみ処理機の助成等を考えるのもいいけれども、むしろまだ食べられるものを捨てないということに関して、発生抑制の観点から普及啓発を徹底するほうが大事ではないかというご意見がありました。

それから、中長期的な課題としてお聞きしておりますのが、まず容器包装以外のプラスチックのリサイクルの問題について、総合的に検討を進めるべきではないか。特にCO₂の削減という観点から言うと、容器包装プラスチックだけでなく、名古屋市さんが構造改革特区に向けて検討されておりますが、プラスチック全般の収集、リサイクルに取り組むことも必要ではないかというご意見がございました。

また、大阪市の特徴を生かした資源の域内循環に取り組むこともいいのではないかというお話がございました。それから、減量・リサイクルも大切でございますけれども、やむを得ず焼却する場合には、熱回収を効率的に行うことをよく考えてやるべきではないかというご意見があったかと思えます。

その他でございますが、特に意見という形で表明されたわけではございませんが、私ども局としまして傾聴に値するということが非常に重く受けとめる必要があると考えておりますのは、一つは、LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の観点も入れて、今後は施策の有効性等について検討すべきではないか。単にごみの焼却ということではなくて、地球環境という観点から見て、何が一番メリットがあるのかという、広い観点から検討した施策の有効性が必要ではないかということがございました。

それから、電力消費の削減による効果（温室効果ガスの削減効果）の計算をする際に、適正な係数を使って見ていくべきではないか。私が口頭でご説明しまして、資料には書いておりませんでした。発電1KW当たり0.4kg程度のCO₂の削減効果があるご指摘いただきましたが、これには0.69kgの削減効果という別の議論がありまして、それを用いたほうがCO₂削減に向けてのインセンティブとしての効果がより大きくなるので

はないかということ、重要なお指摘をいただいたと思っております。

以上、前回いただきましたご意見を簡単に箇条書きにまとめましたが、1ページ、2ページでございます。

引き続きまして、3ページ以降は、前回出させていただきました資料を基本的にそのまま付けております。前回、家庭系については、そこそこご議論いただいたのですが、事業系についてのご意見がちょっと少なかったという思いもありますし、時間も全体として短かったきらいもございます。今回、改めて時間を取らせていただきまして、11ページまでが前回お示しした資料ですが、これを土台にして、引き続きご意見、ご質問などをいただければと考えております。

12ページに参考資料を付けさせていただいております。これも以前お付けした資料の抜粋でございますけれども、平成20年3月21日に「事業系ごみの減量施策のあり方」ということで答申をいただいております。理念は書いているとおりでありますが、事業系ごみの減量を議論していただくに当たりまして、方向性と対応状況について若干私どもなりにまとめていきたいということで付けさせていただいております。

まず、この答申の際にいただきました方向性として、大規模建築物における中長期的な減量計画書の検討という項目がございました。これについては、今、試行について検討中ということで、対応を進めております。

2つ目のリサイクルルートや先進的に取り組んでいる事例の調査・情報発信につきましては、特に中小規模事業者の取り組みを顕彰する制度、顕彰したものについて我々のホームページ等で情報発信をして、先進的に取り組んでいる事例をご紹介していくということも、当面の施策の中で取り組んでいるということでございます。

次の中小企業事業者に対する紙ごみとモデル事業につきましては、私ども、まだ具体の施策のご提案ができていないということでございます。少なくとも紙ごみにつきましては、特に資源化可能な新聞、雑誌、ダンボールについては、リサイクルルートそのものはあると思っておりますが、中小規模事業者の排出されるロットが小さいということがございまして、収集運搬の方法も踏まえた施策を考えていかないといけない。ここについて具体案がお示しできていません。

それから、10kg未満事業所への経済的インセンティブの検討。私ども、事業系でありまして10kg未満の事業所に対しましては、現在、無料で直営で収集しております。これにつきましては、別途設けております手数料あり方検討部会でご審議いただいております。

ます。

次の他都市事例を踏まえた「指定袋制度」の導入や資源物等の搬入禁止の検討でござい
ますが、「指定袋制度」につきましては、手数料あり方検討部会において、これから
ご議論いただこうかと考えております。資源物等の搬入禁止の検討につきましては、
展開検査の充実と指導体制の構築といった形で21年度に対応を考えております。

最後に、許可業者の皆さんがお集めになっているアパート・マンションに対する分別
排出の促進。これにつきましては、現在、排出実態について調査をしております、そ
の調査結果を踏まえまして、具体の施策をご提示していきたいと考えております。

いずれにしても、12ページはご議論いただくに当たっての土台でございまして、
前回に引き続きまして、ご意見、具体の方法論でも結構ですので、おうかがいしたいと
思っております。以上でございます。

○藤田会長

個々にはご説明されなかったのですけれども、資料としては同じということなので、
1-(1)から5-(3)につきまして、ご意見等ございましたらご発言願いたいと思いま
す。

1点、皮切りということで、先ほどの意見の中でもあったと思いますが、たぶん今
後、それらを何らかの形で意識しながら中間答申をまとめていくということになると、
一応当面としては3～5年ぐらいという意識でよろしいわけですね。

○深津課長

当面ということでございますので、3年から5年ぐらいのイメージで私ども考えてお
ります。その期限、目標値の設定については、また後ほどご説明いたしますが、大体3
年から5年というイメージで思っております。

○藤田会長

結局、キャッチフレーズですから、ずっと同じのでやりましょうというわけにもいか
ないでしょうから、そういう意味で理解していいわけですね。

○小川委員

事業系の一般廃棄物についていろいろ考えてみますと、何を要求するかと言うと、1
つは、一般廃棄物と産業廃棄物をきちっと分けて出してほしいということですよ。そ
の結果、一般廃棄物が減るか、産業廃棄物が減るか、ちょっとわかりませんが、そう
いうこと。それと、リサイクルが可能なものと可能でないものを分けて出してほしいと

というのが、おそらく施策として出てくるだろうと思います。実際の施策については、大規模な事業者と小規模な事業者とを分けて考えていかないといけない。おそらくそんなところだと思います。

一つ目の一般廃棄物と産業廃棄物を分けるについて、これは法律上非常にややこしくて、業種別に、ある物は一般廃棄物で、ある物は産業廃棄物と、同じ物が必ずしも同じ側に入るとは限らないということがあって、それを説明する資料を業種別、業界別につくっていただかないと、おそらく進まないと思います。それが一つお願いです。

それと、一般廃棄物を処理する値段と産業廃棄物を処理する値段に差がありますよね。おそらく今は一般廃棄物のほうが安い。一般廃棄物のほうが安いということは、一般廃棄物に流れるということですから、その差を何とか埋めないと、一般廃棄物が減ることはないですね。一般廃棄物に流れて何が悪いかということは、またちょっと別の話ですけど、実際問題、大阪市の処理する部分が増えるということだと思います。

それから、リサイクル可能とリサイクル不可の問題ですけど、先ほどの資料の4ページ、リサイクル量が目標より随分少ないという話がありましたよね。この量の把握の問題ですけど、ここに出されている19年度の3.6万tは、大阪市がからんで出てきた数字ですよ。ところが、実際には大阪市がからまなくてリサイクルに流れる数字がけっこうたくさんあると思うんです。それは把握されていないから、ここに数字として出てこない。だけど、世の中はリサイクルという流れが当然ありますから、この計画目標ぐらいいまで行っているのかもわかりません。そのへんの把握をもうちょっとする方法を考えないと、リサイクルの問題をどうやっていくかということが出てこないような気がします。実際リサイクルに流れれば、それはそれで結果的にはいいのかもわかりませんが、物事を考えていく上できちっとした数字をとらまえることを考えないと、その次の施策が出てこないような気がします。

○藤田会長

一部、お答えいただかないといけないのかもわかりませんが。

○深津課長

今の中で1点だけ、同じ資料の5ページを見ていただきますと、大規模建築物の関係は、私どもも毎年1回指導に入って、そこでのリサイクル量は報告をいただいていますので、一定把握しているということです。平成19年度で17.6万t。ただ、これは、大規模事業者で事前にリサイクルに回っておりますので、我々はタッチしておりませんし、

ご報告いただいたベースでの数字ということです。ほぼ間違いないと思いますが、それ以外にも委員ご指摘のように見えていない部分、なかなか把握しにくい部分が非常にあります。そういったものも把握していかないといけないのかなと思っているんですが、なかなか難しい問題があるのも事実でございます。

○小川委員

エリアの問題もありますし、大阪市内だけで完結しているわけではないので難しい面はあるかもわかりませんが、ある程度フォローすることが必要かなと思っています。

一般廃棄物、産業廃棄物の区分は、もうちょっと明確に業種別にパンフレットみたいなものをつくって進めていかないと、私なんかは専門家でいろんなことを知っているつもりでも、何か漏れていたり、生産ラインから聞かれた時にはっきり答え難いところもあります。そんなことを明確にしておく必要があるなと思っています。特に私は建設の関係なので、同じ建設の中でも、現場の生産ライン上の廃棄物と事務所の廃棄物の問題、あと機材センターといいますか、工場を持っているんですけど、そこでの廃棄物と、同じ物でもばらばらになっているということがあって、なかなか難しい問題があります。

それと、事業系ではない一般廃棄物の話ですけど、以前に北海道の増毛町という日本海側の小さな町の企業の環境問題を一回審査に行ったことがあります。その町では、これぐらい分厚い分別のマニュアル、「この品物はこれに該当しますよ」ということを細かく書いたものをつくって、各戸に配付しているんですよね。それぐらいやってちょうどいいかげんぐらいの分別にしなければならない。家庭でも、「これがどれに該当するか」というのは非常に難しいです。私らでも、家の中で「この品物はどこに分別するのか」と嫁さんに聞くんですけど、「あそこに書いてあるから、ちょっと見て」とか言われてやるわけです。そういう明確なものがあつたら、やろうと思った時にできる。そんなことがあるのかなと思います。

○藤田会長

前回出てきた実施単位とか、そういうのが非常にからんできて、細かい単位ですと、いろいろと細かいことが伝わっていくのでしょうけど、大きすぎるとなかなか伝わらない。たぶんその部分のご指摘にもつながっていると思います。

○山本一般廃棄物規制担当課長

先ほどの件ですけど、おっしゃるように産廃につきましては、同じ物が業種によって

一廃に区分されてみたり、産廃に区分されてみたりということで、非常にわかりにくいというのは、まったくご指摘のとおりだと思います。私どもも、今年度、ようやくこういうパンフレットを作成いたしまして、各事業所さんに順次配付中でございますけれども、これ以外にも問い合わせ事例等には対応してまいりたいと考えております。

リサイクルにつきましても、表に出ている部分だけではなくて、独自ルートに流れている部分もあるのではないかとご指摘があったと思います。この点につきましては、例えば許可業者さんが収集されているアパ・マンの資源化率が非常に低いということが前回の報告にもございました。これは、一つは、大阪市のほうで用意しているリサイクルルートに流れているのはこの率で、それ以外に、許可業者さんが独自にご自分の知っておられるところへ流している分があるのではないかとご指摘ということで、業者さんにもいろいろご協力願ひまして、そのへんの実態も把握してまいりたいと考えております。

○田村委員

事業系のごみ、特に中小企業だと、廃棄物を下手に分別してしまうと、かえって産業廃棄物になるものが増えて損になる。法律違反をしないで、できるだけ効率的にごみを出そうと思うと、全部混ぜて一般廃棄物扱いにして出したほうがましだという考え方が割合一般的にあると耳にしたことがあります。分けたら産廃になるので、「産廃の料金を払ってください」というふうに一律にしなければいけないのか。例えば中小企業だったら、ある程度は分別してもらって、市の今までの一般廃棄物のルートに乗せる可能性があるのか。そのあたりのことをちょっとおうかがいしたいです。

○山本課長

この点は非常に悩ましいところではございますけれども、基本的に大阪市といたしましては、やはり産廃と一廃は、適切に法に従って分別をしていただきたいと思いますし、そのへんの指導は今年度以降も粘り強くさせていただきたい。そちらのほうで得だから目をつぶろうということは、ちょっと言い難いところでございます。このへん、粘り強く今年度以降も、指導させていただき、ご協力を賜っていきたいと考えております。

○大橋委員

先ほど小川委員がどういうふうに出すというマニュアルを言われたのですが、家庭の中での分別でも、交野市が「これがごみになったら、これに出す」というような冊子をつくってらっしゃいましたのを見ましたが、家で使うかなあという感じに受けとりま

した。今、大阪市がつくられているタブロイド版のは、壁に貼りにくいので、冷蔵庫とか壁に貼れるシンプルなもののほうが一般市民向けかなと。わかりやすくコンパクトにまとめられたもののほうが市民向けには必要なのではないかと、ひとつお願いをしたいなと思っています。

もう一つ、黄色の冊子にも「市民との協働」という言葉が出てきますけれども、協働のあり方をもう少し多様に考えていただく。例えばごみゼロリーダーが切り口になって広がっていけばいいですけども、私が身近で感じているのは、都島区とか住之江区とかは、割合市民を巻き込んで、環境問題、ごみの問題に取り組んでいらっしゃるのかなと感じています。区の職員さんの熱意とか区民の取り組み方、小学校とうまくつながるとか、いろんなところとうまくつなげる役割を区がされているというのが、上手にされているところのモデルで見えてきていますので、市民との協働のあり方をもう少し多様に考えていただけたらなと思います。

○藤田会長

今のは事務局としてはいかがですか。うまく行っている区のリストというか、そういうのを持っておられて、なぜうまく行っているのかというきちとした解析をしていくことも一つの手法ではないかなと思います。

もう1点、小川委員とは少し意見が異なっているようですが、例えば市民向けの分別の情報と、もうちょっと専門的なごみゼロリーダーが持つマニュアルとは異なると言うとおかしいけれども、内容的にはもうちょっと詳しくしていくというのも一つの方法ではないかなという感じを受けました。まあむずかしいね。うまく行っているところは事務局はわかっておられると思いますので、またご検討ください。

○吉田委員

お褒めいただきまして、ありがとうございます。都島区から来ております。私たちの区は、アクションプランとかまちづくりとかいったところに環境問題なんかも組み入れて、大川に沿ってごみを集めるということも、区レベルでやっています。区長さんがなかなか立派な方で、いろんなことに取り組んで、職員の方も率先してやっておられます。女性の力もかなり加わって、おにぎりをしたり、おうどんをしたり、イベント的なものを踏まえて年に1回、掃除は月に1回川沿いでやっておりますので、目立っているのかなという感じもします。また、いつも言っているように、上からの押しつけではなくて、連合体とか地域とか下から上がっていくというのが広がる率が高いように思いま

す。

前回の会議が終わりまして、女性会のほうに持ち帰り、こういうことがありましたということでお話ししました。「リーダーについての予算づけ云々を言うてきました」と言ったところ、吉村会長は、それはそれで受けとめたらいいじゃないかと。「もしもそういう形になれば、市の女性会として動いていただけるんですか」ということを聞きましたら、「いいほうに検討していきます」という答えをいただいております。

その中で、ペットボトルは海外に売られているということを聞いてきてほしいと。分けてはいるのですが、どこかの業者でペットボトルを集めて、海外が今高く売れているみたいなんです。

もう一つ、例えば体の不自由な方々がどの程度まで分けて、どのへんのレベルで回収をなされているかということも聞いてほしいと言われました。できる人は一生懸命分けていますが、一般の業者もごみを引き取っておられるんですかね。市だけではなくて、お金を出して集めにきていただく。その分別がしっかりなされているかということも聞いてきてほしいということですので、よろしく願いいたします。

○渡邊減量美化担当課長

ペットボトルの海外のことや介護のことにつきまして、課長代理からご報告させていただきます。

○村上減量美化担当課長代理

これは大阪市の場合ということでご理解いただいたらいいと思いますが、基本的にペットボトルにつきましては、今現在、有償売却が可能です。大阪市の場合、2通りありまして、選別業務を委託している業者さんに売却していただいている分と、本市の鶴見選別工場で選別後売却している分とがございます。

本市が売却する場合につきましては、一般競争入札を実施しておりますけれども、この場合の入札要件といたしまして、国内で再生する事業者でないこととだめですよという条件を付けています。それから、民間の業者さんに委託して売却される場合ですけれども、これにつきましても国内でリサイクルをするという条件を付けています。国内でリサイクルをするところには売却をしたらいいかんといいことにしていますので、大阪市の場合は、すべて国内でリサイクルをすることにしております。

現在、中国市場の関係でかなり暴落してしまっていて、一時期t当たり6万円程度で売却されていたのが、今、3万円から4万円とどんどん下がってきています。中国が若干止

まっているので、環境省では指定法人のほうで再入札をするということで、各市町村に通達が来ておりますけれども、大阪市の場合、もともと国内市場しか取り扱っていないので、今のところ問題はございません。ペットボトルの関係は、そういうことでございます。

○藤田会長

都島は、単にごみだけではなく、いろんな活動の中の一つとしてごみの問題にも取り組んでおられるということで、たぶんそれが非常に活発な一つの理由なんだと理解しました。もう一つは、例えば大川というキーワードが出てきましたけれども、川とかそういうのが一つのシンボルになって、それを守りましょうとか、そういうことにもつながっているのかなと思います。

そのほか、何かご意見ございますでしょうか。

○池田委員

事業系ごみの減量のことで、思いつきで恐縮ですが、事業系ごみを減量する時に、事業者全体に共通することと、あと、事業者の種類ごとにきめ細かくどう対応するか。また単位の話で申し訳ないですけれども、地域で言うと例えばオフィス町内会とかそういう単位もあり得ますし、もう1つは、業種に応じて出るごみが非常に共通してくる、あるいは悩みも共通してくるところがあるかと思っています。

私どもの弁護士の世界ですと、大体は零細事業所で、事業系のごみはほとんど紙です。ただ、今、個人情報保護法とかいろんなのがうるさくて、一時、裁判の記録をごみに出したら、それが路上に置かれて新聞に書かれたというのもあって、捨てる時は、年末なんかは一生懸命シュレッダーにかけて捨てるわけです。そうすると、それがごみになってリサイクルのほうに行かない。今やっているのは、とろかし業者、要するにあれをそのまま出す共通のルートをつくって、回収に来てもらう。そういうことをやったりしています。

そういう意味では、同じ業種で似たような悩みがあって、いろんな工夫をしてやっているんですけれども、今の話は減量ではなくて、本当はもうちょっとどうやって減らすかという部分はあるんですが、出てしまったものを共通に処理したりしている。さらには、試し刷りをしないと、会計事務所では取り組んでおられるところがありますが、できるだけモニターのスクリーンを増やして、1面で見るとはなくて2面、3面にして、そうすると一覧性が強くなって、今までプリントアウトしてから確認していたのを

減らすとか、いろんな取り組みをされている。

そういう細かな事業者単位、同じような種類の事業者単位でうまく括りを探していくという部分もあるのではなかろうかと思います。そういう時に、例えば弁護士会とか会計士協会とか、あるいはオフィス町内会とか、そういう単位を探していく。そこでいろんな情報を集めて、モデル事業等をつくっていく。細かい話で恐縮ですけども、そうすると我々も非常にインセンティブがわくのではないかなと思っております。

○藤田会長

特に業種ごとにいろいろと対応していただければということですが、たぶん小川委員のご意見も同じだと思いますが、事業系の廃棄物をいかに減量するかというのは、非常に大きな問題ではあるけれども、一般のごみに比べて働きかけが難しい。それは、結局、一つ一つの家だけではなくて、業種があつたり、ビルがあつたり、それが複合であつたりという非常に大きな問題を抱えている。そういうのはある程度はわかってきたのですが、事務局としてどういうふうに関わりかけるのかというのは、まだ具体策が見えないのが現状ではないかなと思います。今のようなことも含めて、中間答申でどれぐらいの減量まで踏み込んでいくのかが見えてくるのではないかなと思います。

○小川委員

私は建設業協会の関係でここへ来ているのですが、おそらく業界ごとにそういう団体がありますから、そこに「こういうことをお願いします」「何かいい方法はないですか」という問い掛けをすれば、今の時代ですから、おそらく何らかの答えが返ってくると思います。そういう取り組みをもっとやられたらいいと思います。

今、私は、大建協の環境委員会の委員長をやっているのですが、産廃の話はいろいろありますが、一廃の話で来られたことがありません。一度、商工会議所の環境委員会の時に一廃の関係で来ていただいたことは何年か前にありましたけど、まずそういうことがないので、そういう取り組みをされたほうがもっとスムーズに行くような気がしますね。

○小畑委員

先ほどから産廃の区分についてご意見が出ていますが、昔からこれを分けるのは悩ましい課題だったと思います。ただ、一つ気になっているのは、昔から大阪市は割合事業系一廃を扱ってきた経過があるのですが、府下の多くの市町村は、事業系と名がつけばほとんど産廃だという扱いをしていたと記憶しています。それぞれの歴史的経過があ

るので、それはそれでいいと思っていたのですが、最近、国のほうの動きも、廃プラとかについては「産廃です」という言い方をスパッとしてくるようになってきていますので、「これはどっちか」という問題は、これからいろいろなことにかかわってくる大切な問題だと思います。

大阪市の場合、昔から事業系一廃については、家庭用のごみと産廃との間にあるわけですが、ここの中のかんりの部分を「合わせ産廃」という形で処理をしてきたと思います。したがって、一廃と産廃の間に「合わせ産廃」という区分があつて、大体どんな部分を今もそういうこととして維持されているのか。そのへんのことがあればお聞きしたいなと思います。

○山本課長

ただいま、大阪府下、大阪市以外の事業所から出るものは、すべて産廃扱いのところが多いのではないかとご指摘があつたと思います。おそらく他の自治体でも事業系一廃と産廃のそれなりの差はあつたかと思いますが、自治体によって一廃の処理施設の処理能力にかなり差があるのかなということで、そういう意味で事業系の部分に自治体がかかわるのを排除してきた部分があると思います。

また、「合わせ産廃」と申しますのは、廃棄物処理法が45年に制定されて、一廃と産廃の区分ができたわけですが、実際には産廃を処理する業者さんもあまりいなかったし、処理する施設もなかったということで、自治体で処理が必要であると認めた部分の産廃については、一廃と合わせて処理することができるという部分がございます。その点、大阪市の場合は、処理能力が他市に比べると余裕がございましたので、産廃を一廃の処理施設で引き受ける部分が多かつたところはあるかと思います。ただ、

大阪市もだんだんごみの減量が厳しく必要となってまいりましたので、「合わせ産廃」につきましても、大阪市としてどうしても合わせて処理せざるを得ないと認められる部分のみを処理しようと、今、大きく舵を切ろうとしているところでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○藤田会長

今のご説明だと、基本的には他市と同等に、ある程度はきちっと分けていくという方針が出ている。たぶん田村委員のご質問も内容的に同じようなことを言われていたと思うんですね。

○福岡委員

今の話に関連しまして、大阪市は、事業所と言いましても、オフィス系が集積していると思うんですね。そうすると、例えばプラスチックのごみと言うと、コンビニ弁当を買ってきて従業員が食べて、それがごみになるとか、ペットボトルで飲み物を飲んでごみになる。昔で言えば、お弁当を持ってくるとか、仕出し弁当を取って容器をリユースしていたのが、プラスチックの使い捨て容器としてごみになっているような状況もある。そういうものも、今のお話ですと、分別したら産廃になるということで、生活が変わって、どこまでが事業系で、どこまでが個人の生活ごみという区別もかなり曖昧になってきているのではないかと思います。その中で「合わせ産廃」の基準を考えられるのだったら、生活レベルのものまで事業系だ、産廃系だと言うのはちょっとおかしいのではないかなと思っておりますので、そのへんは配慮していただきたい。

もう一つ、減量を進めていって、大阪市で一般廃棄物としての量を減らしていかれるということで、産廃を排除するという事は、排除したものの処理をどこですのかという問題があると思うんです。そうすると、今、大阪市にはそれらを処理する施設があるのに、別にまた産廃処理施設をつくるのかと考えると、今の大阪市の処理施設というのは貴重な都市の基盤施設であるわけで、その基盤となる都市の施設を最大限有効活用する。産廃処理施設も迷惑施設なので、ほかに求めるとか、どこに建てるのかということを考えていくのではなくて、ある程度は現有の能力を最大限使うことも考えていったほうがいいのではないかと思います。

○藤田会長

福岡委員のご意見ですが、かなり踏み込んで、事務局としてはどうやって答えようかなという非常に難しい意見だったと思います。

○村上課長代理

ただいまの産廃の関係ですが、産廃の場合はいろんな品目に分かれていまして、一概にこの品目に対してどうだというのは言い難いですが、相対的な産廃の大阪市内の排出量と、大阪市内の既存の産廃業者さんの持っている能力では、圧倒的に大阪市内におられる産廃業者さんの能力のほうが高いです。だから、大阪市で仮に産廃の処理をしないとしても、大阪市内に新たに産廃の施設をつくる必要はまったくない。どちらかと言いますと大阪市内は、他の市町村から産廃が流れ込んでいるほうが多いので、新たな産廃施設は発生しないので、そういうことについては考えていただかなくても結構かなと思いま

す。

○藤田会長

一方で家庭で食べているコンビニ弁当の殻を、片方で「産廃ですよ」と言うのはいかなものか。これ、なかなか難しい質問ですが、山本さん、いかがですか。

○山本課長

本当に難しいですけれども、今現在の規定で言いますと、事業所でお昼を食べるのに、近くのコンビニから買ってきて事業所のごみ箱に出すとなると、事業所から出た廃プラということで産廃という解釈をせざるを得ない。

今日はチェーンストア協会の宮川さんが来ておられますが、例えばお家から弁当を持ってきていただいて排出抑制するとか、仕出し弁当でリユース的なものをしていただくとか、そういう方法はあるかと思えますけれども、基本的に今現在は、事業所から出る廃プラとなると産廃という解釈をとらざるを得ないということです。ちょっと考慮してほしいというご意見につきましては、よくわかるのですけれども、現在はそういう形にならざるを得ないということでございます。

○宮川委員

今のお話ですけど、お客様が食べた分まで事業系の産廃になるという認識ですか。お客様が店内で買われた寿司の透明なプラスチックがあって、それを店内で食べてごみ箱に捨てたら、産廃になるんですか。それはどうやって見分けをつけるんですか。

○山本課長

どうやって見分けるかというのが非常に難しい。コンビニで買ってこられて、事業所で食べられて、事業所のごみ箱に捨てられたら、事業活動をなさっているところから出た廃プラ。店内でも、事業所から出ている廃プラという解釈をせざるを得ないのかなと。

○宮川委員

コンビニで買われてオフィスで食べた分は、仕事をしている人が食べたという認識でわかるのですけれども、例えば店内で何か食べ物を買いますよね。サンドイッチでも寿司でもよろしいですわ。これを店内のベンチで食べて、ごみとして出すといった場合は、その店内で働いていない人です。お客様ですわね。それは事業系の産廃ですか。あくまでもお客さんです。働いている人ではなくて、お客さんが食べた場合。例えば大規模なショッピングセンターの食品売場で寿司を買いますよね。プラの包装に入ってます

わね。それを店内のベンチで食べて、ごみ箱に捨てた。それは、「外へ持って行って捨ててくれ」と言わないといけないですか。

○藤田会長

事務局は、今、答えに窮していますけど、おそらく同じような問題で、例えば高速道路のサービスエリアで持ち込みごみをできるだけしないでくださいというのは、まさにそのへんの部分があるのでしょうか。たぶんある種の持ち込みに近いという理解でしょうね。

○宮川委員

我々としては、一応PPバンドとかビニール袋に関しては産廃という認識、今で言う八尾市と同じパターンですね。そういう認識だったのですけれども、食堂で食べた弁当の殻も全部産廃と言われた場合、チェーン協全部、もしくはコンビニでも当然食べると思いますので、そこらへんまで徹底するのは難しいかと思います。

○村上課長代理

これは法解釈の問題ですけれども、弁当を商品として販売された。当然、食べ終わった時に弁当殻が出るので、それをほかすように販売者自らがごみ箱を設置した。その中に食べ終わった容器を入れる。販売者が顧客サービス上でごみ容器を設置し、その中に入れられたということは、事業活動と見なされます。したがって、事業活動に伴うプラスチック類については産業廃棄物に該当する。法解釈上、そういうことになります。スーパーで例えばトレーを店頭回収されている。これが顧客に対するサービスとしてやられていて、排出者が市民であったとしても、店のサービスとしてやられている場合についてはすべて産業廃棄物に該当するというのが法解釈になります。

○宮川委員

突き詰めたところ、どういうふうに指示したらいいかですね。チェーン協も百貨店も一緒だと思うんですけども、店から出るごみでビニール、プラスチックは全部産廃扱いにせなあかんよという形で、燃やすごみ＝食品の残渣ぐらいという解釈でよろしいですか。

○村上課長代理

これは法律上の話になりますのでね。結局、スーパーさん等が出てきた場合、厨芥類、紙類、若干木屑が出る場合もあるかも知れませんが、プラスチックの場合は業種限定がございませんので、すべて産業廃棄物。紙、木につきましては業種限定が

ございますから、スーパーさんは業種限定に該当しませんので、これは一般廃棄物に該当する。基本的な法解釈はそういうことです。

当然、廃棄処分もありますけれども、例えばスーパーさんで言えばトレーのリサイクルもやられていて、いろんなリサイクル手法を事業者として自らやられているということもございますので、リサイクルルートのあるものについてはリサイクルをしていただきたいというのが本市の思いでございます。

○宮川委員

リサイクルルート、あることはありますけど、弁当を食べたあとのリサイクルルートはつくってないです。結局はどこで処理するかと言うと、圧縮して燃やすしかない。どこかの工場に売るにも売れないので、買い取ってもらうという形になると思います。これを大阪市内22万事業者に当てはめるとなると、完全に大阪市が管理できるというのであれば、我々業界としては完璧に取り組むかと思うんですけども、22万事業者のうち半分ぐらいしか許可業者の方と契約していないという形になりますわね。それをすべて管轄できるのであれば、私どもも問題はないと思いますけれども、オフィスから出る弁当の分もすべて産業廃棄物よというのを管理できるという確約はありますか。

○村上課長代理

今申していますのは、一つは、法律上、そういうことになりますと。そうなった時に、明日から100%できるのかと言われても、できるわけがない。いろんな形で普及啓発をやりながら、事業者さん自らが分別をして産業廃棄物の処理をしていただくという指導を徹底してやっていって、適正な処理体制をつくりたいということでございます。法律がそうだから明日からそうと言っているのではなくて、行政としてもそういうご理解をいただく指導をこれからどんどんやっていきたいと考えております。

○宮川委員

まあ、ファジーですけど、落とすところとしてはそこしかないと思うんですけどね。やるのだったら徹底してやってもらわないと困るというのが一つなんです。

「このパンフ1枚に書いていますよ。やってよ」と言うのと、やるところはやって、やらないところはとことんやらないというのはいけないかなあとと思いますので、そこらへんだけきっちりやってもらったらいいと思います。

○藤田会長

宮川委員のご意見は、要するに凸凹であってはいけないだろうと。しかし、大阪市の

事情もよくわかります。スタッフの問題もありますので、全事業者に徹底するのは無理でしょうが、前向きにはやりますということだと思います。

○花嶋委員

藤田会長が大分まとめてくださいましたが、宮川委員には言いにくいのですが、やはり使い捨てるものがどんどん増えていくのはよくないことなので、明日からプラスチック容器の弁当をやめろとは言わないけれども、遠い先には、先ほど福岡委員が言われたような、仕出し弁当で繰り返し使うとか、そういう方向へ向けてどうやっていったらいいかということを考えるべきだと思います。

私も飲んでしまって言うのもなんですけれども、この席上にプラスチックの容器を置いてこれを検討するというようなことも、小さなことですが、ペットボトルは少しずつやめていこうということが実は大事なのではないかなど。法律論で今日明日にやめるとかいう話ではなくて。

そういう意味では、ほかのところで検討されるということですが、10kg未満事業所とかアパート・マンションで許可業者が収集しているところなど、ルールが曖昧になっているところを、明日からどうしろとは言いませんけれども、徐々にシンプルな、一本筋の通ったものに変えていく努力をすることがすごく大事なのではないかと思います。

○藤田会長

ペットボトルだけが悪者ではないですが、最近ですと、CO₂の削減から、むしろ低炭素社会という方向に政府の施策が動き始めていて、できるだけ2Rを進めなさいということにもつながっていると思います。事務局としては、そのへんを十分理解した上でいろんな施策を立案されていると思いますけれども、いかんせん人員の問題も予算の問題もあって、なかなか進まないのもあると思います。

しかし、今日、一般の廃棄物よりは事業系の廃棄物に関して非常に多くの議論が出てきました。それは、次の中間答申の数値目標を出す上で非常に重要なご意見、ご指摘だったと思います。

時間の配分からいくと、一応このあたりぐらいかなと思います。もし特段言い残したことがありましたらご発言願いたいと思いますが、なければ、とりまとめのほうに少し入っていきたいと思います。

○小川委員

先ほど宮川さんもおっしゃっていましたが、事業系は、業界ごとにどういう問題があるかというのをちゃんととらまえて、業界単位で問題を出して、「こういう具合にやりましょう」というのを接点をつかんでやっていかないと、前へ行かないと思います。そのへんだけお願いしたいなと思います。

○藤田会長

ありがとうございました。

事務局のご要望としましては、中間答申を平成21年1月にはまとめたということでした。事務局より示された素案につきましては、本日議論いただいた内容を取り込むということになると思います。これは、説明してもらいましょうか。

○深津課長

その前に、資料の13ページに減量の目標値（案）ということで、私どもで用意したたたき台を簡単にご説明させていただきます。

まず、目標値の設定につきましては、効果の積み上げ型でいくのか、それとも目標設置型でいくのかというお話も当初にあったと思います。今回、当面の減量目標値ということでもございますので、目標達成の可能性をある程度頭に入れて、各施策の実施効果の積み上げを基本として、当面の減量目標を一定設定したいと考えております。

今までお示ししました資料から、家庭系で分別排出の徹底で6万t、それから紙ごみ対策で2万t以上という数字、この2つしかお示しできていない。特に事業系につきましては、工場搬入の適正化という項目はあげさせていただいておりますけれども、現実問題として、どこまで産業廃棄物等が工場のピット前で排除できるか、非常に難しいところがあります。正直なところ、実際にやってみないとわからないところもかなりありますので、このへんについては、他都市のデータ等を集めて研究させていただきまして、数字をお示しする必要があるかなと。まだ今の時点で数字はお示しできていないということでございます。

そういうことで、まず紙ごみ対策につきましては、我々としては7万tぐらいの目標を設定したい。組成分析の結果から、資源化可能な古紙は、家庭から15%の組成率で大体9万t出ております。その9万tの8割程度、現在の資源ごみの実績並のイメージですけれども、8割程度を集団回収を中心に集めていきたい。他都市さんが集団回収についてはかなり進んでおりますので、そのへんのやり方も参考にしながら、大阪市として

は、ちょっと厳しいですけれども、紙ごみ対策について7万tという数字を一定目標値として設定してはどうかと考えております。

下のグラフを見ていただきますと、平成19年度の実績が148万tでございます。ここから、6万tと7万tということで合計13万tの減量目標を引きますと、135万tという数字が出てまいります。ここに「施策実施後3～5年」と書いておりますけれども、私どもの今の基本計画が平成22年を目標にしております。平成22年で147万tということでございまして、19年度で目標を一定達成しておりますので、新たに減量の目標値を見直すという意味もございまして、今年度も含めまして20、21、22の最短3カ年で一定この目標を定めたい。もう一つは、経験値的に申し上げますと、ごみ減量施策の浸透には一定の時間の経過が必要だということと、一時的に効果が出てもリバウンドすると言われておりますので、このへんの効果を見定めるのに5年ぐらいはかかるのかなと思っております。そういう意味で、施策実施後3～5年で135万t程度というのが出てくると思います。

ただ、事業系の目標値を定めないわけにはいきません。これも数字を出すのが非常に難しいですが、平成22年度の減量目標値が89.8万t、19年度の事業系の実績が93.6万tになっておりますので、この3.8万tについてはまだ目標が達成できていないところでございます。ですから、この3.8万tを事業系の目標の下限と考え、このへんも加味しまして、当面の減量目標値の案としまして、施策実施後3年～5年程度で130万t台の前半ということで、ある程度幅を持たせた形でいただけたらなと思っております。

5月に予定しております最終答申の際には、もう少し数字の精査もしないといけないと思っておりますけれども、とりあえず1月にいただきたいと考えております中間答申につきましては、このような目標値を一定お願いできないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○藤田会長

事務局から、中間答申としては130万t台の前半と。この諮問を受けた後の最初の審議会でも、積み上げ方式が基本ということでした。家庭系がかなり重いことは重いですが、逆に言えば組織あるいは情報の流れ等が非常にすっきりとしていて、また皆さん方のご協力も得られることから、ある程度のしっかりした目標値が出た。事業系に関しましても、現状ではこれぐらいの努力はしますということでしょうが、おそらくさらに最終答申では、具体的に事業系ごみにかかわっておられる委員からいろんなご意

見、ご示唆をいただいておりますので、それを踏まえて減量目標をもう少し積み上げていくと、さらに上積みができるだろうということでの事務局案です。これに対しまして、いかがでしょうか。

○松本委員

最初の時にも言っていたんですけども、家庭系ごみについて、1人当たりという指標をされればいいと思います。3～5年後に大阪市として大阪市をどうしようとしているのかというのがない中で、ごみだけの数字を先走って決めることにどういう意味があるのか、僕はもうひとつよくわかりません。あくまでも今と同じ経済活動が大阪で行われているというのが、前提なんですか。とすれば、家庭系ごみは1人当たり、事業系ごみは場合によっては売上高当たりとかで、考える必要があるのではないのでしょうか。ごみの発生量の抑制、あるいは最終処分量の抑制が明らかに進んでいるのを、単にごみの発生量だけで示すというのは僕は無理だと思っています。

○深津課長

ご指摘、もつともだと思います。私ども、当初にご説明しましたように、今回の緊急諮問は焼却工場のあり方がきっかけになっております。大阪市も非常に厳しい財政状況の中で、ごみの量に合わせた形で工場の数なり規模を設定していくという要請がございまして、今年4月から別途検討委員会を設けてきたわけですけれども、その検討委員会を進めている最中に、市長が、特に森之宮工場の建て替えに関して、もう一度市民との間で大阪市のごみ減量はどうかという議論をした上で、工場のあり方についても考えたいというご発言があつて、工場のあり方を検討する検討委員会が現在止まっております。その工場の検討委員会を動かします一つの要素としまして、大阪市の将来目標としてごみの発生量をどれぐらいにするのかというご質問がありまして、まずそちらのほうの一定のめどを立てた上で工場の議論をしようということになっております。

確かにきっかけとしては若干違うのですが、今回の中間答申とは直接関係ございませんけれども、最終答申の際には、ある程度長いスパンでごみの減量目標量を定めまして、それを報告した上で、検討委員会のほうで工場の議論がされることになっております。若干、本来の審議会の議論とは違いますけれども、緊急答申ということで特別にやらせていただいておりますので、そのへんのところをご理解いただきたいと思います。

○松本委員

それはわかっておりますが、くれぐれもこの量の算定においては、大阪市の活動を下

げることによるごみの削減ではないんだということを、やはりしっかりと書き込んでおいていただくのが本筋かと思っております。

○藤田会長

今までごみの減量を考えてきた時に、家庭系の場合にはある程度1人当たりということが出てきても、事業活動との関連での減量というのが議論されたことはなかったように記憶しています。そこは非常に難しいのかもわかりませんが、松本委員がおっしゃることは、ある意味で正論だろうと思います。あくまで事業者があつて、そして一般市民があつての大阪市であるというところからいけば、両方をきちっと見ておかなければならない。どういう形でまとめるのがいいのか、あるいは計画を立てていくのがいいのかは、事務局でまたご検討いただくとしても、今の視点というのはすごく大事ではないかなと思います。

○竹内委員

今事務局からご説明があつた点ともかかわりがあるのですけれども、だとすれば、3～5年後の計画目標も大事ですが、もう少し中長期的な目標、例えば温暖化対策の国際的な議論では、2020年の目標をどうするのかとか、2050年の目標をどうするのか、子どもたちに渡す未来の環境をどういうふうにしたいのかというところから逆算して、今何をしなければいけないのかを考えていくというアプローチもあつて然るべきではないかと思うのが1点です。

もう一つは、家庭系13万tということですが、これは今の52万tからするとけっこう大きな割合でして、大体25%ぐらい減少しないといけない。一方で事業系は3.8万tということは、それよりもかなり割合としては少ないわけで、負担の公平性をどういう観点から見るか、難しいところはありますけれども、一般市民に協力を求める際にも、「市民だけ頑張ってくださいよ」というのではなかなかやる気が出ないといいますが、バランスの観点から考えてどうなのだろうかという気もいたします。

○深津課長

まさに中長期の議論をさせていただく時には、事業系ごみの減量が大阪市の大きな課題だと十分認識しておりますので、中長期の目標を出す時にはお示ししたいと思っております。今回は、非常に申し訳ございませんが、「当面の」ということで、若干バランスを欠いた面はございますけれども、こういった形でお示ししているということでございます。

○藤田会長

もう1点は、緊急の諮問の前の経済的な手法を使うということでは、事業系が対象になっていたと思います。おそらくそれと連動して、今、事務局が説明されたような方向へ行って、その中では事業系もしっかりと見ていきますということだと思います。

○福岡委員

私も、家庭系と事業系のバランスがおかしいというか、事業系の3.8万tというのは、ほっといても、今、経済状況が悪いので減ってしまう。大阪市役所として何の努力もしないで達成できるような数字ではないかなとちょっと思っています。

バブル崩壊の後、平成4年から10年ぐらいで、たぶん20万tぐらい減らしておられると思います。バブル崩壊の影響もあったと思いますけれども、この時はかなり他市からの搬入に対しての対策をされて、そのぐらいの実績を上げられていると思いますので、努力をして、もうちょっと高い数字を目標にやっ払いこうとされるほうがいいと思います。せめて二桁の数字は目標にしないと、バブル崩壊後の何年間かで20万tになっていることとの兼ね合いも考えると、平成4年、5年とかの時に減らせるところは減らし切ったんだというご意見もあるかもしれないですけれども、またそれが戻ってきたりしている面もあるかと思しますので、前に減らした時のせめて半分は今回も頑張って減らされたらいいかなと思っています。

○深津課長

繰り返しになりますけれども、その部分につきましても、中長期的な部分で考えさせていただきたい。今、委員からご指摘がありましたように、私どもも他都市と同じように、平成4年あたりから事業系ごみの減量施策をずっととり続けてきております。その部分の効果がどれぐらいあったか、なかなか検証は難しいですけれども、施策としては一定打ってきていて、確実にごみは減ってきている。経済動向の部分もあるとは思いますが、そういった認識でございます。今、事業系の関係ですと、手数料の話とか、工場搬入の適正化をどのぐらいのレベルで、どのぐらいの徹底度でやるかによって、大きくごみ減量効果が違ってくると思っていますので、そのへんのところについては当面のこの中ではお示しできませんので、中長期の中で私どもとしての見解をお示しさせていただきたいと思っております。今回はこういうイメージでご容赦いただきたいと思います。

○花嶋委員

先ほど来事務局のおっしゃる意図も非常によくわかるのですけれども、これが「減量目標」と書いてあるからいけないのではないかなと。「減量予想」とか「減量推計」とか、そういう形であれば、確かに3～5年後このぐらいかなと。ただ、遠い目標はもっと先にありますよと。「目標」と言うと、達成しようと思ってみんなで頑張るための目標という感じになってしまうのですが、事務局のイメージとしては、現実の話としてこのぐらいはいけるだろうと自信を持って言えるところがこのへんなのかなと。「目標」と言ってしまうから、皆さんからいろいろとご意見が出るのではないかなと思いました。

○高木企画部長

先ほど来の議論で、ここに出している数字はあくまでも目標だというのは、バブル期もそうですけれども、3年から7年で1回落ちて、1回戻っているんですね。だから、今後予想される景気の動向に左右される分はカウントしないという前提で、あくまでも努力によって減った分を目標とする。ひょっとしたら、目標値を設定しても急激に落ちる可能性があります。そこで逆に処理施設を減らしますと、今度は建たなくなります。焼却工場をつくるにも10年ぐらいかかりますので、その数字をもって工場の整備計画をしますと、今度増えた時に焼却工場が足らなくなりますので、それはあくまでもカウントしないということ。

それから、CO₂の問題、温暖化の問題もそうですけれども、いわゆる経済活動と環境あるいはごみの問題はかなりリンクしていますので、どこに設定するかというのは極めて難しい問題があります。ただ、原単位で言いますと、家庭系の原単位は、政令市の中でもかなり低い。でも、事業系の1事業者当たりの1日の量は高い。これは事実でございます。組成の中で何が高いかと言うと、やっぱり紙が多い。これも組成上、他都市と比べて多いので、その部分はリサイクルできるものはしようと。産廃も、むりやり「産廃や」と言ってやってしまうということを考えているわけではなくて、やはりリサイクルルートに乗る、無理なくできるところをやろうということですので、我々としては、この目標はかなり厳しいと思っています。

経済の動向で、想定したくないですけど、例えば事業所が22万のうち1万事業所減りますと、4～5万tぐらい落ちます。でも、それをカウントした場合、次に戻ってきた時にカウントできませんし、我々はあくまでも事業所数も人口も今以上に増えるという考え方、都市の発展を考えていますので、そのへんはご容赦いただきたいと考えており

ます。

○藤田会長

なかなか難しいところですが、事務局としましては、大体 130万 t 台前半ぐらいを当面の目標としていきたいということで、おそらくその中には、今言われたように、一時的に減るのは当然あるけれどもカウントしませんよということも含まれているということです。目標を3～5年と書いていますけれども、これもある意味ではもうちょっと先のことも見ているのかもわかりませんし、本当に努力して減らすことができれば非常にありがたいことだと思いますけれども、なぜ減ったのかという検証も含めてやっていかないといけないだろうということだと思います。

いかがでしょうか。一応、この数字が出ました。事務局のご説明も、必ずしもクリアーにどんというところと、やや奥歯にももの挟まった部分もなきにしもあらずですが、この審議会としましては、本来ですともう少し経済的な手法も含めてゆっくりとやっていこうと思っていたのですが、たまたま緊急の諮問が来たということですので、お答えするというのであれば、やはりこのへんの数字が妥当なところではないかと思っております。

一応流れとしましては、本日を入れて3回審議会をしたわけですが、それらのご意見を事務局のほうでしっかりとまとめていただきます。それらをまとめた後、各委員に先に送って、最終的に私と村田委員で細かい文言の調整等をして、中間答申にするのがいいのかもしれないですね。

○深津課長

そうですね。本日、素案をお示ししていますけれども、本日の議論の内容を素案の中に入れて、私どもで案をつくります。それぞれの委員さん方にそれを送付させていただきます。来年1月9日ぐらいをめどに、どんな形でも結構ですのでご意見をお返しただければと思っております。そのご意見を踏まえまして、会長とご相談して中間答申案をまとめさせていただきます。ありがとうございますと思っております。

○藤田会長

そういう一つの流れですが、よろしいですか。

それでは、まず、きちっとまとめたものを各委員の方に見ていただく。それでいくつか意見をいただいて、また最終のところでも考慮させていただきご意見も出てくるかもわかりませんが、そのへんについてはこちらで判断させていただく。いかんせん、

この中間答申を受けて適正配置の議論も別のところで進んでいくそうですので、そのへんのご事情をご理解いただければと思います。

各委員の方々におきましては、年末年始の非常にお忙しい中、事務局から資料が送られ、それに対してご意見をいただくということで、厳しいスケジュールになっておりますけれども、そういうことで進めさせていただければと思います。

では、答申の案を一応ざっと説明していただけますか。

○深津課長

素案をご覧くださいますと、「はじめに」のところは、先ほど申し上げました経過、ごみ減量を19年度で一定達成しているということ、それから焼却工場のあり方についていろいろ議論をしている中で、ごみ減量の新たな目標値等が必要になっているということを書いております。

2番目の「諮問の背景」についても、工場の整備配置計画の検討委員会のくだりを入れさせていただいております。それから、(2)で、検討委員会が中断している理由等々を書いております。

3番の「審議の経過」で、11月7日に、それまでの背景を踏まえまして、「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」ということで緊急諮問をさせていただいた。今回まで3回ご議論いただきまして、とりあえず「当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策」についての中間答申のとりまとめまで来たということでございます。

手数料の関係については、3ページ中ほどでございますけれども、別途部会を設けて現在議論をしておりますので、20年度中を目途に部会報告を本審議会のほうに上げて議論をいただきたいと思っております。

4番、「中間答申と最終答申」。中間答申につきましては、「当面実施すべき」ということで、具体の施策と減量目標値を一定書かせていただきたい。それから、最終答申については、21年春ごろ、5月ぐらいを目途に、中長期的な視点に立った「ごみ減量・リサイクル施策」と目標値という形でまとめたいと考えております。

4ページにつきましては、基本的な考え方を書きまして、6番、「当面実施すべき施策について」は、事務局から当初お示した課題と施策の方向性をペーパーにまとめた部分でございます。それが6ページまで続きます。

6ページ以降が、前回と今回お示した「(2)具体的なごみ減量・リサイクル施策の検討」でございます。それぞれ課題の項目について、現状と事務局案、それに対して審議

会でいただいた意見について書いております。これには本日いただいた意見を付加しながら、文言についてはもう少し整理をしたいと思っております。個々の施策の議論が13ページまで続きます。

そして、7で「減量目標について」ということで、先ほどご議論いただきました形で数字を入れて、中間答申における当面の減量目標値案をお示しただけならなど。13ページの下から2つのポツ、最後のポツでも書いておりますように、これはあくまでも「当面実施すべき施策」にかかわっての目標値でありますので、手数料あり方検討部会での議論なども踏まえまして、中長期的なものについては別途定めるということを経済委員会のポツのところで書かさせていただいております。

8番は、今回いろいろご議論いただいた中で、中長期的に検討したいと我々が思っております項目を一応6つ並べております。その中には、バイオマスの話とか、事業系の紙ごみの話、実施単位の話、プラスチック全般のリサイクルの話等々を入れさせていただいております。このへんについては、次回以降の審議会の中で再びご議論いただいて、最終答申の中には載せていきたいと考えております。

「最後に」というところで、総括的に1点目は、やはり費用対効果を常に念頭に置いた形の施策展開が要るということと、結果的に想定する施策の減量効果が生まれない場合は、臨機応変に施策の見直しを図らないといかんということ、それから、リサイクル促進も重要なテーマですけれども、大阪市としては上流対策、2R対策を中心にしたごみ減量施策の徹底が必要でしょうということで、文案はまだまだ練る必要がございますが、こういうスタイルで答申案をまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○藤田会長

特に事務局からもご説明がありましたように、6番目のところ、「当面実施すべき施策について」ということで、審議会でもいろいろ議論をしておりますが、それらの意見はしっかり見ていただくということが1点。もちろんその前の事務局案でもチェックを入れていただくということになると思いますが、そこらを含めまして、年末年始に宿題として持って帰っていただく。申し訳ありませんけれども、9日までにご意見をいただければと考えております。

もしそれでよろしければ、ご了解いただいたということで進めさせていただきます。何か特段大きな問題があれば、また各委員の方々に何らかの形で情報をお渡ししたいと

思います。あまり大きな変更がなければ、会長、副会長にご一任いただきたいと思
います。

それでは、次回の開催について、お聞きしたいと思います。

○深津課長

次回は、最終答申に向けての議論ということでございまして、1月中は中間答申をま
とめるのに非常に時間がかかると考えておりますので、2月の中盤から後半ぐらいに第
4回目の審議会を開かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(日程調整)

○藤田会長

では、2月16日の午後にしましょうか。16と20日で日程調整をお願いしたいと思
います。

○清原課長代理

委員の皆様には、長時間にわたり審議会へのご参加ありがとうございました。次回の
審議会につきましては、16日または20日で調整の上、再度、確認連絡をさせていただ
きたいと思います。本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時5分